令和8年度「ながのまちづくり活動支援事業」募集要領

I 事業の概要

1 趣旨

市と市民との協働のまちづくりを推進するためには、市民公益活動団体(住民自治協議会を含む)自らが地域及び地区の課題解決に向けて創意工夫し、知恵と責任による自主的なまちづくりが積極的に展開されることが必要です。

そこで、市民公益活動団体(住民自治協議会を含む)の協働によるまちづくりを推進することを目的とし、自主的なまちづくり活動に対して資金面で支援するものです。

2 対象者

市内で活動する構成員が5人以上で、複数の市民(市内在住・在勤・在学)を含む市民公益活動団体*1 (住民自治協議会を含む)

- ※ 1「市民公益活動団体」とは、次の条件を満たす団体をいう。
 - ア 市民公益活動*2を行う団体であること。
 - イ 事務所の所在地が市内にあること又はその活動が市内で行われていること。
 - ウ 会員になるとき及び、退会するときに不当な条件を付さないこと。
 - エ 規約、会則等で代表者や運営の方法が決まっていること。
 - オ独立した組織で活動が継続的に行われること。
 - カ
 暴力団又は、その構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- ※ 2 「市民公益活動」とは、次の条件を満たす活動をいう。
 - ア
 市民の自主的な活動であること。
 - イ原則として、市内での活動であること。
 - ウ 営利を目的としない活動であること。
 - エ 公益性を有する活動であること。
 - オ 宗教・政治活動を目的とする活動でないこと。
 - カ 反社会的な活動でないこと。

3 対象となる活動の要件

- (1) 地区または地域の課題解決を解決することを目的とする活動であること。
- (2) まちづくりに熱意やアイデアを持つ市民が自主的に実施する活動であること。
- (3) 国、地方公共団体(外郭団体や各種団体を通じて行うものを含む)の補助金等の対象でない、あるいは、他の補助金等の交付を受けない活動であること。
- (4) 申請活動が当該年度に完了すること。
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていないこと。
- (6) 公序良俗に反する活動でないこと。

4 対象となる主な活動

まちづくり分野(地域活性化等)、保健・福祉分野(高齢者介護、子育て支援等)、環境分野(自然保護、ごみ問題等)、地域安全分野、教育・文化分野(伝統文化の継承等)、産業分野(農林、観光等) 他

5 対象となる活動費

上記活動を行うために必要な経費(謝金・賃金、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、広告 宣伝費、通信運搬費、使用料・賃借料、原材料費等)

謝金の単価が2万円を超える場合は、必要である理由を記した説明資料(様式は任意)を提出していただきます。

<u>なお、当該補助事業で使用する物品等の購入によりポイントを取得することは、「私的に利益</u>を得た」とみなされ、不当利得と疑われる恐れがあります。

個人所有のポイントカード等は使用しないでください。

【交付対象外経費】

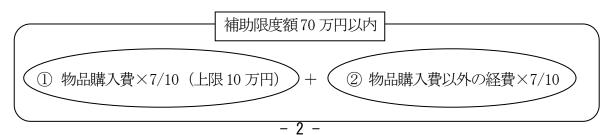
E2013732371412302			
経費項目	対象外となる経費の例		
団体の事務所等を維持するための経費	・団体事務所の家賃、光熱水費、修繕費等		
団体の経常的な活動に要する経費	・団体の所有物の使用料(ウェブサイトの管理運営費		
	など)		
	・土地や建物の取得費用		
団体の構成員に対する人件費、謝礼等	・部会員、地区住民の労務への賃金や謝礼		
飲食費	・団体の構成員の親睦会や視察の飲食に要する経費		
	・謝礼金と重複する土産代等の経費		
その他市長が適当でないと認める経費	・個人所有のポイントカード等を使用した経費		
	・活動の主となる部分を委託する経費		
	・汎用品や個人使用と区別できない物品購入費		

※飲食費及び物品購入費のうち、活動目的に照らし、活動の実施に必要不可欠であると審査委員会で認められた経費は交付対象とします。(活動に必要な理由の説明資料(様式は任意)必須)

6 交付年数、補助率及び補助限度額等

交付年数	新規(1回目)	継続(2回目)	継続(3回目)
① 物品購入費(3万円以上 のものに限る)※	1 0分の7以内 上限10万円	10分の7以内 上限10万円	10分の7以内 上限10万円
② ①以外の補助対象経費	10分の7以内	10分の6以内	10分の5以内
補助限度額(①+②)	70万円	6 0 万円	5 0 万円

※物品購入費の補助金額は、物品購入費総額で<u>補助率 7/10 以内 (上限 10 万円以内)</u> とします。 ★計算イメージ (新規 1 回目の申請の場合)



交付年数

継続活動は最大3回までとし、以降の延長はしません。

補助率 • 補助限度額等

- 補助率及び補助限度額については、各活動の応募回数によって決められます。
- ・ 複数の活動を申請しても補助金額は、1団体当たり総額70万円を限度とします。 (例) 1団体が複数の活動を申請した場合 活動A(新規)+活動B(継続2回目)=70万円以内(補助金額の限度)

対象期間

令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日に実施予定の事業

7 補助金の決定

補助金の交付を要望する市民公益活動団体(住民自治協議会を含む)を公募し、審査委員会において、補助対象団体及び補助対象活動の選考と補助金交付額の査定を行います。審査結果は市長に報告され、補助対象団体及び補助対象活動を決定します。

Ⅱ 活動の募集

1 事前相談

市民協働サポートセンター(もんぜんぷら座3階)で、応募申込に関する相談に応じます(申込書の書き方など)。

応募を検討する団体は、事前にご予約(地域活動支援課 電話 026-224-5033)のうえ、以下の日程のいずれかに必ずご参加ください。

日時	場所
令和7年10月16日(木) 午前10時00分~午後4時00分の間 一団体につき1時間程度	もんぜんぷら座3階 市民協働サポートセンター
令和7年10月19日(日) 午前10時00分~午後4時00分の間 一団体につき1時間程度	もんぜんぷら座3階 市民協働サポートセンター
令和7年10月21日(火) 午前10時00分~午後4時00分の間 一団体につき1時間程度	もんぜんぷら座3階 市民協働サポートセンター

2 募集期間

令和7年10月3日(金)~令和7年11月7日(金) 17時まで

3 提出書類

- (1) ながのまちづくり活動支援事業補助金申込書(様式1)
- (2) 収支予算書(様式2)
- (3) 構成員名簿(様式3)(住民自治協議会を除く)
- (4) 団体の規約・会則等 (住民自治協議会を除く)
- (5) その他、必要に応じて活動内容、経費の積算を説明する書類等

4 提出先

地域・市民生活部 地域活動支援課(長野市役所 第一庁舎4階)

電 話: 026-224-5033 FAX: 026-224-8596

Eメール chiiki@city.nagano.lg.jp (「lg」は「エル・ジー」です)

※郵送等の応募はできません。**必ず活動内容を説明できる方が持参してください**。

活動内容や申込書記載内容についてのヒアリングを行います。窓口での待ち時間短縮のため、必ず事前にご予約のうえ、お越しください。

※併せて電子データの提出もお願いします。

Ⅲ審査

1 予備審査会・結果通知

書類による予備審査を審査委員が行い、審査委員会でヒアリングを行う団体を選考します。 審査結果は、令和8年1月下旬を目途に応募団体に通知します。

2 審查委員

市長が委嘱した外部の審査委員が審査を行います。

審査に公正を期すため、審査委員と団体の間に利害関係があると認められた場合は、審査を 辞退していただくことになります。

3 審査委員会(ヒアリング)

日 時: 令和8年2月17日(火)午前9時から午後5時まで(予定)

場 所:長野市役所職員会館3階 大会議室(予定)

※ヒアリングの日程詳細は、後日連絡します。

また、応募が多数の場合は、2日程度に分けて開催する場合があります。

4 進め方

- (1) 規定時間内で応募活動について
 - ・予備審査後で出た審査委員からの質問を中心にプレゼンテーションを行った後、審査委員 からの質疑を行います。(10分~15分程度)
 - ・提案内容に沿った分かりやすい説明をお願いします。
 - ※ 事務局でパソコンとプロジェクターを用意しております。使用される場合はお手数ですが、 事前に事務局までご連絡をお願いいたします。
- (2) 審査委員からの質問について
 - ・質問には簡潔にご回答いただきますようお願いします。

5 審査基準

- ・公益性(5点): 不特定多数の者の利益または社会の利益につながる活動であるか。 (住民自治協議会は活動の実施について住民の合意形成が図られているか。)
- •自立性・継続性(5点):活動効果の継続性をどの程度期待できるか。
- ・独創性・創造性(5点):独自の発想や創意工夫が見られる活動であるか。
- ・発展性(5点):波及効果や新たな展開が期待できる活動であるか。
- ・実現性・計画性(5点):計画や費用が実現可能で妥当な活動であるか。
- ・積極性(5点):活動の企画立案から実施に関して、どの程度熱意があるか。

6 審查方法

- ・審査員が予備審査、審査委員会(ヒアリング)にて、審査基準に対し5段階で評価を行います。
- ・6人の審査員の平均点を各申し込み活動の点数とします。(30点満点)
- ・審査委員会(ヒアリング)後、審査委員による最終審査により、予算の範囲内で補助対象団体及び補助対象活動の推薦順位を決定します。ただし、18点以下の場合は、推薦しません。
- ・同点の場合は、審査員の多数決で決定します。
- ・審査結果(補助対象団体及び補助対象活動の審査と補助額の査定)を市長に報告します。

7 審査結果

審査結果等については、後日、各団体あてに通知するとともに、長野市ホームページで公開 します。なお、各審査委員の採点内容は公表しません。

8 交付の決定

令和8年4月1日以降、補助金交付申請書を地域活動支援課に提出していただきます。 内容の確認ができ次第、交付の手続きを進めます。

9 補助金の交付

この補助金は、概算払いで交付します。初回概算払いの金額は、補助申請額の8割以内です。 残りの差額については、事業終了後に実績報告を確認し、最終的な補助金額を確定した後に 支払います。

IV 成果報告等

補助金受給活動の成果を広く紹介するため、自己評価報告書を作成いただきますので、必ず提出してください。

また、事業実施の翌年の5月頃(令和9年5月頃)に開催の「活動発表会」に参加いただき、 活動の成果を発表してもらいます。

最後に、市民活動の推進に向けて今後必要とされる支援を検討するため、本補助金活用後の活動状況や市民団体の課題等の調査を目的としたアンケートの回答にご協力をお願いします。

Ⅴ 市民協働サポートセンター各種講座の受講

市民協働サポートセンター(もんぜんぷら座3階 電話:026-223-0051)では、団体運営に 役立つ講座を各種行っています。積極的な受講をお勧めします。

VI 情報公開

市民に向けて、活動内容等の積極的な情報公開に努めていただきますようお願いします。

審査申込書、補助金交付申請書等は、市のホームページに掲載する場合がありますのでご了承願います。(※原則、個人の住所・電話番号及び構成員名簿は非公開)

Ⅶ 日程表

内 容	日 時	場所	
募集期間	10月3日(金)~11月7日(金)		
サポートセンター事前相談 【必須】	10月16日 (木) 10:00~16:00	市民協働サポートセンター (もんぜんぷら座3階)	
	10月19日(日)10:00~16:00		
	10月21日 (火) 10:00~16:00		
予備審査会(予定)	1月22日(木)		
審查委員会(予定)	2月17日 (火)	市役所職員会館3階大会議室	
交付手続き・補助金交付	4月1日(水)以降		